

第5回はりま春風フェス企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

播磨町では、「人と人がつながる出会いの場の創出」をコンセプトに、令和9年4月24日（土）に「はりま春風フェス」を開催する。

本イベントは、世代を問わず楽しみ参加しやすい要素を取り入れながら、播磨町の魅力をPRするとともに、播磨町民及び近隣住民が体験や交流を通して、播磨町に関わる団体や人を知る機会を提供し、地域活動の活性化と住民協働の推進を図ることを目的とする。

イベント当日は町内外から多くの来場者が予想され、安全かつ円滑な運営が求められる。そこで、イベントの企画に加え、会場設営・来場者送迎・警備・広報等、運営全般に高い能力を有する事業者の参画を求め、公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 業務概要

- （1）業務名 第5回はりま春風フェス企画運営等業務委託
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり
- （3）履行期間 契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで
- （4）見積限度額 12,450,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 選定方法

- （1）1次審査：企画提案に対する書類審査
- （2）2次審査：1次審査通過者を対象に、企画提案書及び説明動画に基づくヒアリング審査

5. 参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- （1）企画提案書の提出期限において、播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号に該当しないこと。
- （3）町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年要綱第45号）に定める暴力団等でないこと。
- （4）十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、播磨町の指示に柔軟に対応できること。
- （5）直近5年以内（令和4年度～令和8年度）に、本業務と類似する業務の契約実績を有すること。

6. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和8年10月1日（木） ※播磨町公式ホームページ上で公開
質疑受付期間	令和8年10月1日（木）～10月16日（金）
質疑への回答	令和8年10月20日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年11月12日（木） 17時（必着）
1次審査（書類審査）	令和8年11月13日（金）（予定）
1次審査結果通知	令和8年11月18日（水）までに審査を実施したすべての事業者に対して通知。
2次審査（ヒアリング）	令和8年11月25日（水）（予定）
2次審査結果通知	令和8年12月上旬に審査を実施したすべての事業者に対して通知。
契約協議・契約締結	令和8年12月下旬（予定）

7. 企画提案書の作成要領

- （1）提出書類の規格はA4判縦長（A3判は横折込）とし、下記【提出書類】①～⑧を順に編纂して1つのファイルにまとめ提出すること。
- （2）企画提案書は1者1案とし、PRポイントや理由・背景などを明確に記載すること。提示を求められていない資料を添付するなど過大とならないよう留意すること。
- （3）提出は紙媒体に限らず、データ提出も可能とする。
- （4）「第5回はりま春風フェス企画運営等業務委託仕様書」を踏まえること。

【提出書類】

- ① 提案参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式任意、以下を必ず記載）
 - ・会社名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容
- ③ 類似業務の実績（様式第2号）
 - ・令和4年度～令和8年度までに受託した最大10件を記載し、業務内容が分かる資料（契約書、仕様書等）を最大5件添付
- ④ 業務実施体制（様式第3号）
- ⑤ 配置予定者調書（統括責任者、担当者）（様式第4-1号、4-2号）
- ⑥ 企画提案書（様式任意）
- ⑦ 見積書及び内訳書（様式任意）
- ⑧ 説明動画DVD-R（以下の条件に従うこと）
 - ア 別途資料を作成することなく、企画提案書を用いて説明を行うこと。
 - イ 動画の時間は20分以内とすること。
 - ウ 動画には統括責任者または担当者が出演し、説明を行うこと。
 - エ 動画データ形式はMP4とすること。

オ 説明動画は、原則として一連の説明を通して撮影するものとし、説明内容の一部を削除し、又は複数の動画を接合するなど、説明内容に影響する編集を行わないこと。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限 令和8年11月12日(木) 17時必着

(2) 提出部数 1部

※副本として、紙媒体提出書類のスキャンデータを含む資料一式のデータ提出を必須とする。なお、データはDVD-Rに保存し提出すること。

(3) 提出方法 持参(平日8時30分～17時)又は郵送による。

9. 企画提案に係る質疑について

(1) 実施要領または仕様書に関する質疑は、質疑書に基づき電子メールで送信すること。

送付先: kyodo@town.harima.lg.jp

件名: [第5回はりま春風フェス企画運営等業務質疑(〇〇)]

※〇〇には事業者名を記載すること。

(2) 質疑受付期日 令和8年10月16日(金) 17時まで

(3) 質疑への回答については、令和8年10月20日(火)に町公式ホームページに掲載する。なお、電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

10. 企画提案の審査予定日等

(1) 1次審査: 書類審査により選定する。

日時: 令和8年11月13日(金)(予定)

※審査後、メールにより結果を通知する。審査結果についての異議申し立ては受けない。

(2) 2次審査: 1次審査通過者に対し、ヒアリングを行う。

日時: 令和8年11月25日(水)(予定)

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

- ・企画提案書及び説明動画に関し、質疑に応じること。(プレゼンテーションは実施しない)
- ・配置予定の統括責任者又は主たる担当者を同席(最大4名)させること。
- ・持ち時間は約30分とする。

11. 審査の方法及び審査項目

審査委員会を設置し、委員が下記項目に基づき採点、その集計結果を得点とする。

- (1) 1次審査: 項目1～3の合計得点により評価し、満点の4割以上の得点を得た者を2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査: 一次審査通過者を対象に、項目4・5を加えた総合得点で評価
- (3) 優先交渉権者: 総合得点が最上位の者とする

- (4) 失格要件：総合得点が満点の6割未満の場合は失格とする。(ただし、応募者が1者の場合は見積額を除いた得点で判定する)
- (5) 同点の場合は、見積額を除く合計得点が高い者を優先交渉権者とする。
それでも決まらない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

【審査項目 全体に占める割合】

評価項目	評価割合	審査
1. 業務の実績	10／180	1次 審査
2. 業務の実施体制	20／180	
3. 見積額	30／180	
4. 企画提案に対する評価	90／180	2次 審査
5. 2次審査における質疑	30／180	

1 2. 2次審査結果通知

2次審査実施後、1週間以内に文書で通知する。

※審査結果についての異議申立ては受け付けない。

1 3. 経費負担

- (1) 企画提案書等の作成経費、旅費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 不採択提案者の企画提案書に係る著作権は提案者に帰属する。

1 4. 契約

- (1) 契約書は町が定めた様式による。
- (2) 契約保証金は播磨町財務規則（昭和40年規則第1号）第92条の規定を適用する。

1 5. 提出先・問い合わせ先

播磨町役場 協働推進課

〒675-0156 兵庫県加古郡播磨町東本荘一丁目5番30号

電話：079-435-0565

E-mail：kyodo@town.harima.lg.jp